

令和4年度の森林環境譲与税の用途について

- ▶ 令和4年度においては、森林の持つ公益的機能の重要性を鑑み、森林整備事業を行う団体に対する補助事業を創設し実施しました。（小規模森林整備補助事業）
- ▶ また、住宅等への倒木被害から市民の生命及び財産を保護するため、市内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対する補助事業も新設しました。（危険木伐採補助事業）
- ▶ その他、森林の持つ公益的機能の普及啓発として、日岡山公園の森林整備や両荘地区小中一貫校の建築工事へ木材を利用しました。
- ▶ 令和4年度の森林環境譲与税の譲与額は当事業に要した費用を上回っていたため、今後の森林整備等に備え、残額は加古川市森林環境事業基金に積立を行いました。

令和5年度も引き続き、小規模森林整備補助事業・危険木伐採補助事業を実施します。

さらに、加古川市見土呂フルーツパークの再整備区域に隣接する森林の有効活用として、来園者が森とふれあい、来園者の憩いの空間となるよう森林と遊歩道を整備することを目的に、その測量及び実施設計を行います。

□ 事業内容

1 小規模森林整備補助事業

【事業費】 2,248千円（うち譲与税2,248千円）

【内容】 森林整備活動団体（7件）へ100円/㎡（上限500千円）を補助

2 危険木伐採補助事業

【事業費】 348千円（うち譲与税348千円）

【内容】 市内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者（2件）へ補助対象経費の1/2以内（上限200千円）を補助

3 公園維持補修事業

【事業費】 1,600千円（うち譲与税547千円）

【内容】 森林の持つ公益的機能の普及啓発に取り組むため日岡山公園の森林を整備

4 小中一貫校建設事業

【事業費】 23,076千円（うち譲与税11,561千円）

【内容】 両荘地区小中一貫校（両荘みらい学園）建築工事（武道場床改修）に木材を使用

5 森林環境事業基金積立事業

【事業費】 13,626千円（うち譲与税13,626千円）

【内容】 今後の森林整備等に備えた積立

□ 森林環境譲与税の決算内訳

・歳入

譲与額	28,330千円
-----	----------

・歳出

小規模森林整備事業	2,248千円
危険木伐採補助事業	348千円
公園維持補修事業	547千円
小中一貫校建設事業	11,561千円
森林環境事業基金積立事業	13,626千円
合計	28,330千円